

維持会員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の維持会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(維持会員)

第2条 水泳及び水泳競技の健全な普及、発達を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与するという本連盟の使命及び目的を支持し、その事業の遂行を援助することに賛同する者は、本連盟代表理事の決定により、本連盟の維持会員となることができる。但し、維持会員は個人会員のみとする。

(入会手続)

第3条 本連盟の維持会員になろうとする者は、以下のいずれかの方法により、本連盟に申請する。

- ① その居住地、勤務地又は通学する学校の所在地のいずれかを統括する本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）を通じ、別に定める入会申請書を本連盟に提出する。
- ② 本連盟に対し、直接別に定める入会申請書を提出する。

(入会の審査)

第4条 本連盟及び入会申請書を受理した加盟団体は申請者の資格を審査する。

- 2 加盟団体が前項の審査の結論を出すことが困難と判断した場合、当該加盟団体は本連盟代表理事に報告し、その裁定を受けるものとする。
- 3 本連盟代表理事は、第1項の申請者の入会を決定する。
- 4 代表理事は、提出された入会申請書に記載された事項の審査に加え、必要と判断する調査を行うことができる。

(会費及び会員期間)

第5条 維持会員は会員期間毎に所定の維持会費（以下「会費」という。）を納入するものとする。

- 2 継続会員の場合は会員期間開始年度の4月1日から起算して2年間を会員期間とし、新会員の場合は入会年度の4月1日から起算した2年間を会員期間とする。
- 3 会費の納入時期は、会員期間開始年度の4月末日までとする。ただし、年度開始後の入会の場合には入会申請時に納入するものとする。
- 4 維持会員が中途退会した場合には、既納の維持会費は返還しない。
- 5 会員期間における維持会費は、20,000円とする。尚、入会にあたっての入会金は不要とする。

(会員の特典)

第6条 維持会員は、つぎの特典を享受することができる。

- (1) 記念品の贈呈
- (2) 機関誌の無料配布

(退 会)

第7条 維持会員が退会する場合は、あらかじめ本連盟代表理事に退会届を提出するものとする。

- 2 本規程第5条第3項に規定する会費納入期限までに維持会費の納付がない場合には退会とみなす。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。ただし、設立の登記日から最初の3月31日に至る事業年度については、本規程を適用しない。

附則 2 本規程は、2025（令和7）年3月8日より一部改定施行する。